

令和6年度北方町障害者就労施設等からの物品等調達方針

北方町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を、次のとおり定める。

1 適用範囲

この調達方針は、町の全ての機関が物品等を調達する場合に適用する。

2 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象となる施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

ア 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

3 調達対象となる物品等

本町において重点的に調達を推進すべき物品等は、以下のとおりとする。

(1) 物品

・食品類（クッキー、ケーキ等）

- ・生活雑貨（刺繍入りタオル、軍手、廃油石けん等）
- ・園芸資材（肥料、花苗等）

(2) 役務

- ・清掃作業（公園、バスターミナル等）
- ・軽作業

4 調達目標

優先調達の目標額は、以下のとおりとする。

2,350,000円

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取組を推進する。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務等についての情報収集を行い、各部署に対して障害者就労施設等への優先調達の依頼を行う。
- (3) 障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないように努めるなど、調達にかかる競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等の関係する規定に従い、随意契約を活用した優先的な調達を行うものとする。
- (4) 町及び町の関係団体が実施する各種イベント等において、そのイベント等の開催趣旨などを考慮したうえで、障害者就労施設等が供給可能な物品の販売スペースの確保に努めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、町ホームページ等で公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉子ども課とする。